

議第16号

高山市公設地方卸売市場設置条例及び高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

高山市公設地方卸売市場設置条例及び高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

新たな高山市公設地方卸売市場を設置するため改正しようとする。

高山市公設地方卸売市場設置条例及び高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

(高山市公設地方卸売市場設置条例の一部改正)

第1条 高山市公設地方卸売市場設置条例(昭和48年高山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(名称、位置及び面積)	(名称、位置及び面積)
第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。	第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 面積 19,794.98平方メートル	(3) 面積 13,595.44平方メートル

(高山市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 高山市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年高山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(開設者の責務)	(開設者の責務)
第1条の3 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人及び第26条第1項ただし書の規定により売買取引を行うことができる者(以下これらを「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。	第1条の3 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人及び第26条第1項ただし書の規定により売買取引を行うことができる者(以下これらを「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。
(卸売業者の数)	(卸売業者の数)
第5条 卸売業者の数は、 <u>2</u> とし取扱品目の部類ごとの数の最高限度は次の各号に掲げるとおりとする。	第5条 卸売業者の数は、 <u>2以内</u> とし、取扱品目の部類ごとの数の最高限度は、 <u>次</u> の各号に掲げるとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(差別的取扱いの禁止)	(差別的取扱いの禁止)
第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、買受人及び第26条第1	第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、買受人及び次条第1項た

項ただし書の規定により売買取引を行うことができる者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

2 (略)

(卸売の相手方の制限)

第26条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

ただし書の規定により売買取引を行うことができる者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 (略)

(卸売の相手方の制限)

第26条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合又は卸売業者が、計画に基づき生鮮食料品等を加工し付加価値をつけて買受人へ卸売するため出荷者から買い受ける場合であつて、当該契約又は当該計画に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約又は当該計画において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2～4 (略)

5 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

6・7 (略)

第27条 削除

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第28条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をする場合
- (2) 卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場に

イ 卸売業者が、当該契約の契約書又は当該計画の計画書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約又は当該計画に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2～4 (略)

5 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に、農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書又は生鮮食料品等を加工し付加価値をつけて買受人へ卸売する計画に係る計画書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

6・7 (略)

第27条及び第28条 削除

における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認した場合

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により規則で定める物品の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認したとき。

2 前項第1号の指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、延滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に、買受人との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の買受人に与えられること。

(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるもの

イ 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの

(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止）

第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場においては、第5条の2第1項の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。

（販売前における受託物品の検収）

第32条 卸売業者は、受託物品（第28条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品（以下「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。以下この項において同じ。）の受領に当たっては検収を確実に行い受託物品の種

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止）

第29条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、第26条第1項ただし書の規定による場合を除き、市場においては、第5条の2第1項の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。

（販売前における受託物品の検収）

第32条 卸売業者は、受託物品（当該市場外で引渡しをする受託物品を除く。以下この項において同じ。）の受領に当たっては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員

類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会いその了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、第2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引に係る価格にその10%(軽減税率(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第2号に規定する税率をいう。以下同じ。))の適用がある場合は8%)に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請

の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会いその了承を得られたときは、この限りでない。

2 当該市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引に係る価格にその10%(軽減税率(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第2号に規定する税率をいう。以下同じ。))の適用がある場合は8%)に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請

求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第36条 卸売業者は、毎開場日に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる物品について品目ごとの数量及び主要な産地等を指定管理者に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第28条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる事項を指定管理者に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第28条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品について、当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

3 (略)

(卸売予定数量等の公表)

第37条 卸売業者は、毎開場日に、次に掲げる物品について主要な品目の数量及びその主要な産地を販売開始時刻までに、市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第28条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2・3 (略)

第38条 指定管理者は、卸売業者から第36条第1項の規定による報告を受けたときは、

求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第36条 卸売業者は、毎開場日に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる物品について品目ごとの数量及び主要な産地等を指定管理者に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 当該市場外にて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる事項を指定管理者に報告しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 当該市場外にて当日卸売をした物品について、当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

3 (略)

(卸売予定数量等の公表)

第37条 卸売業者は、毎開場日に、次に掲げる物品について主要な品目の数量及びその主要な産地を販売開始時刻までに、市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 当該市場外にて当日卸売をする物品

2・3 (略)

第38条 指定管理者は、卸売業者から第36条第1項の規定による報告を受けたときは、

販売開始時刻までに、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を市場内の掲示板に掲示するものとする。

- (1) (略)
- (2) 第28条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 指定管理者は、卸売業者から第36条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地、等級別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

- (1) (略)
- (2) 第28条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

(買受代金の即時支払義務)

第43条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項ただし書の承認の申請が次の各号の一に該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) (略)

(施設の使用指定)

第46条 (略)

2～5 (略)

6 指定管理者は、市場内に設置する冷蔵庫施設及び食堂施設については、他の業者にその

販売開始時刻までに、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を市場内の掲示板に掲示するものとする。

- (1) (略)
- (2) 当該市場外にて当日卸売をする物品

2 指定管理者は、卸売業者から第36条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地、等級別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

- (1) (略)
- (2) 当該市場外にて当日卸売をした物品について、主要な品目ごとの当該卸売に係る卸売の数量及び卸売価格

(買受代金の即時支払義務)

第43条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項ただし書の承認の申請が次の各号の一に該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) (略)

(施設の使用指定)

第46条 (略)

2～5 (略)

業務を委託することができる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第47条 前条第1項の指定、同条第2項の許可又は同条第6項の委託を受けた者（以下「使用者」という。）は、市場施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の110を乗じて得た額（土地（空地）使用料（使用許可期間が1月未満のものを除く。）については、100分の110を乗じる前の額）とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 (略)

附 則

1・2 (略)

(用途変更、転貸等の禁止)

第47条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市場施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 (略)

附 則

1・2 (略)

(直営管理)

3 令和7年4月1日から規則で定める日までの間については、第65条から第67条までの規定にかかわらず、市場施設の管理に関する業務については市長が行うものとする。この場合において、第36条第3項、第53条の2第1項及び第61条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第36

条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第50条、第51条、第59条第2項並びに第60条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこの条例を適用するものとする。

改正前		改正後	
別表第3（第52条関係） 市場使用料		別表第3（第52条関係） 市場使用料	
使用料種別	金額	使用料種別	金額
売上高使用料	せり売、入札又は相対取引に係る価格の1,000分の3に相当する額	売上高使用料	せり売、入札又は相対取引に係る価格の1,000分の3に相当する額
面積割使用料	1平方メートルにつき月額 300円	売場面積割使用料	1平方メートルにつき月額 1,200円
業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額 500円	加工室使用料	1平方メートルにつき月額 1,200円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 300円	冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき月額 1,200円
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき月額 800円	冷凍庫使用料	1平方メートルにつき月額 1,200円
土地（空地）使用料	1平方メートルにつき月額 100円	卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額 500円
駐車場使用料	1平方メートルにつき月額 100円	買受人事務所使用料	1平方メートルにつき月額 500円
詰所及び伝票整理室使用料	1平方メートルにつき月額 500円	食堂使用料	1平方メートルにつき月額 500円
地下室使用料	1平方メートルにつき月額 500円		
ダムウエーター使用料	1月定額 20,000円		
備考 業者事務所及び詰所並びに伝票整理室については、冬期（11月～3月）は暖房料として、夏期（7月～9月）は冷房料として1平方メートルにつき1月750円を加算する。			
別表第4（第52条関係） 附帯施設使用料		別表第4（第52条関係） 附帯施設使用料	
使用料種別	金額	使用料種別	金額
会議室使用料	1平方メートルにつき日額 150円	会議室使用料	1時間につき1,000円
事務所使用料	1月定額 150,000円		
食堂使用料	競争入札により定める額		
備考 冬期（11月～3月）は暖房料として、夏期（7月～9月）は冷房料として1平方メートルにつき1月750円を加算する。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第52条、別表第3及び別表第4の規定は、施行日以後の使用に係る市場使用料及び附帯施設使用料について適用し、施行日前の使用に係る市場使用料及び附帯施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、第2条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例の規定は、施行日以後の市場における取引について適用し、施行日前の市場における取引については、なお従前の例による。